

JR 忍ヶ丘駅前西側広場 イベント実験実施条件

1. 趣旨

この実施条件は、JR 忍ヶ丘駅前西側広場(以下「駅前広場」といいます。)において実施する社会実験イベントについて、駅前広場の安全かつ円滑な使用を確保するとともに、駅利用者、歩行者、近隣住民、交通事業者等への影響に配慮するため、必要な事項を定めるものです。

申請者は、イベントの実施にあたり、募集要項、承認条件、本実施条件、市の指示および関係法令を遵守してください。

2. 使用エリア

使用エリアは、イベントの規模、内容、来場者動線、安全確保、周辺への影響等を踏まえ、以下の区分から選択してください。両方の選択も可能です。

なお、道路管理者や警察、交通事業者との協議・調整を伴うため、原則として実施希望日の2 か月前までに事前相談してください。

エリア	概要
エリア A	西側広場内の車道部分
エリア B	西側広場内の歩道部分

※上記エリア以外は原則、使用できません。

※詳細は別添「広場ゾーニング図」を確認してください。

3. 使用時間

使用希望時間は、準備および撤収時間を含め、以下の 5 区分から選択してください。

複数区分の選択も可能です。

区分	時間
早朝	7:00～9:00
朝	9:00～12:00
昼	12:00～15:00
夕方	15:00～17:00
夜間	17:00～21:00

※使用時間には、搬入、設営、運営、撤収、清掃の時間を含みます。

※夜間利用については、照明、騒音、近隣環境、安全管理等に十分配慮してください。

4. 複数日にわたる使用

複数日にわたるイベントも提案できます。ただし、原則として各日の使用時間終了までに、設備、備品その他の物品を撤去し、使用エリアを原状回復してください。

設備、備品その他の物品を夜間に据え置くことはできません。ただし、市が安全管理、交通、施設管理その他広場の管理運営上支障がないと認め、承認条件に定めた場合は、この限りではありません。

5. 駅前広場の取り扱い

① 道路の占有

駅前広場は道路空間です。道路上への露店の出店や備品等の設置にあたっては、道路管理者との協議および道路占有許可手続きが必要です。

② 道路の使用

道路使用にあたっては、道路交通上の安全確保の観点から警察との協議および使用許可手続きが必要です。

市は、道路管理者や警察等の関係機関との協議及び道路占有または道路使用に係る申請を行います。イベント内容の説明資料、各種申請に必要な書類の作成は、原則として申請者が行うものとします。

また、協議の結果、道路規制の範囲、時間、実施内容等について変更を求める場合があります。

関係機関との協議を円滑に進めるため、以下の事項について説明を行えるよう、事前に整理・確認をしてください。

項目	確認内容
占有範囲	道路占有範囲(露店の出店場所や備品の設置場所等)をレイアウト図面に分かりやすく示すことができるか
占有物件	道路占有物件の内容(名称・規模・数量・設置方法等)を整理できているか
歩行者動線	歩行者が安全に通行できる幅員を確保できているか
う回路	道路に交通規制をかける場合に、適切なう回路を設定できているか
交通誘導	必要な警備員、誘導員、案内表示等を配置できているか
周辺周知	駅利用者、近隣住民、周辺店舗、交通事業者等への周知方法を整理しているか
緊急車両動線	緊急車両の通行に支障がない計画となっているか

6. 広場設備

申請者は、電源、水道、照明、ベンチ、植栽、通路、既存施設等の位置や仕様を事前に確認し、イベント実施に必要な設備や備品が不足する場合は、申請者側で手配してください。

なお、発電機、給水設備、仮設照明、テント、机、椅子、音響設備、仮設トイレ等を設置する場合は、設置場所、安全対策、騒音、通行動線、撤去方法等について、事前に市と協議してください。

7. 安全管理

申請者は、参加者、駅利用者、歩行者、出店者、スタッフ、近隣住民等の安全確保を最優先に、必要な安全対策を講じてください。

特に、次の事項に留意してください。

1. 歩行者動線および緊急車両動線の確保
2. 必要な警備員、誘導員、スタッフの配置
3. テント、看板、什器等の転倒・飛散防止
4. 火気、発電機、電気設備等の安全管理
5. 熱中症、雨天、強風、夜間利用等への対策
6. 子ども、高齢者、障がいのある人等への配慮
7. 事故、急病、迷子、苦情等が発生した場合の対応体制の確保

8. 保険加入

申請者は、万が一の事故等に備え、イベント内容に応じた賠償責任保険等に参加するよう努めてください。

市が必要と認める場合は、保険加入を実施条件とし、加入証明書等の提出を求めています。

9. 食品衛生管理

飲食物の販売、提供、試食、調理等を行う場合は、申請者の責任において、所管保健所への必要な届出、許可取得、衛生管理を行ってください。

また、食品の取扱いにあたっては、食中毒防止、アレルギー表示、温度管理、手洗い、消毒、廃棄物処理等を徹底してください。

食品衛生に関する事故、苦情、トラブル等が発生した場合は、申請者の責任において対応してください。

10. 事故報告義務

人身事故、物損事故、食中毒の疑い、火災、重大な苦情、その他市が把握すべき事案が発生

した場合、申請者は必要な緊急対応を行った上で、直ちに市へ連絡してください。また、イベント終了後、市が指定する期限までに事故等報告書を提出してください。

11. ごみ

イベントにより発生したごみは、申請者の責任において回収、分別、持ち帰り、処分を含めて方法を検討してください。

広場内にごみを残置することはできません。

12. トイレ

駅前広場には、イベントで利用できるトイレはありません。申請者は、イベントの内容、実施時間、想定来場者数、飲食物の提供の有無その他の事情を踏まえ、トイレ確保の必要性を判断してください。

仮設トイレを設置する場合は、設置場所、管理方法、撤去方法等について、事前に市と協議してください。

13. 駐車場

駅前広場には、駐車場はありません。申請者は、来場者および出展者等に対し、公共交通機関の利用を案内してください。

やむを得ず出展者等の駐車場が必要となる場合は、申請者の責任において確保してください。

駐車場の確保および利用に当たっては、周辺店舗等に影響を及ぼすことのないよう、十分に配慮してください。

14. 原状回復

申請者は、イベント終了後、使用したエリアおよびその周辺を清掃し、原状回復を行ってください。

広場施設、道路施設、植栽、照明、ベンチ、舗装、その他公共物等を汚損、破損または滅失した場合は、申請者の責任と費用により原状回復してください。

15. 近隣および駅利用者等への配慮

広場は駅前の公共空間であり、日常的に多くの駅利用者、歩行者、周辺住民等が利用する場所です。

イベント実施にあたっては、次の事項に十分配慮してください。

1. 駅利用者や歩行者の通行を妨げないこと（通行止め等の交通規制を除く）
2. 騒音、音響、マイク使用等に配慮すること

3. 周辺店舗、住宅、交通事業者等に過度な影響を与えないこと
4. 自転車、車両、タクシー等の交通動線に配慮すること
5. 苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに対応すること

16. 特殊な設備等を使用する場合

水遊びイベント、露店等での火気使用、発電機使用、大型テント設置、ステージ設置、音響設備使用、仮設照明設置、給排水設備使用等、特殊な設備を伴う企画については、企画段階で必ず市へ相談してください。

安全管理、設備配置、通行動線、騒音、排水、電源、撤去方法等について、市および関係機関との協議が必要となる場合があります。

17. 雨天時および荒天時の取り扱い

雨天、荒天、強風、災害その他の理由により開催が困難と見込まれる場合は、市と申請者が協議のうえ、実施可否を決定します。

開催可否の判断時期は、イベント内容に応じて事前に市と協議し、決定してください。

中止する場合は、市および申請者が連携し、市ホームページ、SNS、申請者の広報媒体等を活用して周知します。

なお、本社会実験において広場使用料は無料であるため、中止に伴う使用料のキャンセル料は発生しません。

ただし、申請者が手配した出店者、出演者、警備、備品、設備、広告物等に係る費用については、申請者の責任において対応してください。

18. 実施内容の変更・中止・取消し

申請者は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに市へ報告し、協議してください。

また、次のいずれかに該当する場合、市はイベント内容の変更、中止または承認の取消しを求めることがあります。

1. 申請内容と異なる利用が行われた場合
2. 安全管理上、支障があると判断される場合
3. 周辺交通、駅利用者、歩行者、近隣住民等への影響が大きい場合
4. 法令、許可条件、本要項に違反した場合
5. 関係機関との協議が整わない場合
6. 災害、荒天、感染症その他やむを得ない事情がある場合
7. その他、市が実施困難または不適當と判断した場合

この場合において、申請者に生じた費用または損害について、市は補償しません。

ただし、市に故意または重大な過失がある場合を除きます。

19. 緊急時の中止権限

開催中に人命、身体、財産または交通の安全に切迫した危険があると市が判断した場合、市は申請者に対し、イベントの一時停止、中止、設備の撤去その他必要な措置を指示することができます。申請者は、当該指示に従ってください。

20. 道路規制等の事前周知

申請者は、本実験におけるイベントの周知に努めるとともに、イベントの実施にあたり道路規制等を行う場合は、事前周知を徹底してください。

申請者がチラシ、ポスター、ウェブページ、SNS 投稿その他の広報物を作成する場合は、原則として「共催:申請者・四條畷市」と表記してください。イベント名、開催日時、場所、問い合わせ先、雨天・荒天時の取扱いその他の掲載事項を含め、広報物は市と事前に確認してください。

なお、イベントの実施形態等により、市が別の表記を指定する場合は、その指示に従ってください。

21. 肖像権への配慮

市および申請者は、本実験の広報、記録、検証を目的として、イベントの写真や動画を使用する場合があります。

申請者は、出演者、出店者、参加者等に対し、必要に応じて事前周知や同意取得を行うなど、肖像権等に配慮してください。

22. その他留意事項

1. 使用にあたっては、市の指示、募集要項、本実施条件および承認条件を遵守してください。
2. 使用权を第三者へ譲渡または転貸することはできません。(イベントへの出店を除く)
3. 申請内容に虚偽があった場合、実施を認めないことがあります。
4. イベント実施に必要な許可、届出、資格、契約、調整等は、申請者の責任において行ってください。
5. 本実施条件に定めのない事項については、市と申請者が協議のうえ決定します。
6. 本実施条件は社会実験用であり、実験結果を踏まえ、将来的なルール、実施条件、利用料等を見直す場合があります。